

講和会議が間近に迫つておるようない情勢下におきまして、公海におきましては、業関係者のみならず、国民全般が大きな関心を拂つておるところであります。また国際間におきましては、我が國の戦前ににおける漁業の事情がいたしましたとして、講和会議後における日本漁民の国際漁場への進出ということに対する理が自発的にダレス特使に対し漁業問題について事簡を出され、それに対してダレス特使から、吉田総理に書簡が送られておるのであります。日本政府がこのように自発的に東太平洋の漁業問題について事簡を出され、それとされるに至つた経過をまずお尋ねいたしたいと思います。

外交交渉となり、日本側から自発的に
ことによりましてもおちついた経緯があり
ます。この問題を、やはりアメリカ
の西海岸地方の業者が中心となりまし
て非常に問題にして、そうして成行き
によつては、対日講和の場合に障害に
なる懸念すらあるといふ点を指摘され
たのであります。それでありますので
わが方といたしましては、公海における
漁業の自由の原則など、漁業問題の
根本的な考え方を披露いたしまして話
合いました結果、平和條約ができまし
たあと漁業協定が締結されるまでの間、
自発的に次のような措置をとる用意が
あるという返事をいたされたのでござ
います。返事の内容は後日公表されま
した書簡に盛つてあります。が、繰返し
申しますと、日本政府の方では、国際
漁業協定に忠実に参加する方針を確認
して、またあらゆる水域における漁業
資源の侵犯をしないようにする。そつし
てこの侵犯の禁止といふものに違反す
るような者があつた場合には、これを
厳重に取締ることにしたいというのが
第一点であります。第二点は、そつし
うふうな取締りを厳重にすること。こ
れを実効的にするために、日本政府の
方で官民合同の委員会を設けます。そ
うしてその委員会に、今申した禁止が
勵行されるようにさせる。これが第二
点であります。第三点は、外國政府が
希望されるならば、その政府が指名さ
れる人をオブザーバーとして今申し
ました委員会に出席されるようにこち
らの方から招請するという、大体この
三つの事項であります。先方ではこの
日本側の申出を非常に多くされまし
た。そつしてこの話合いを確認するた

○西村(魚)環境委員

めに、往復文書の形にしておきたいと
いう意向がございまして、二月七日付
で總理とダレス氏との間に往復された
あの文書となつた次第でございます。
以上が経緯でござります。

○録本(書)委員　書簡の具体的の内容
につきまして、西村局長から詳細な御
説明があつたわけであります。東太平
洋及びベーリング海水域におきます
ところのさけ、ハリバット、こういふ魚
種につきましては、アメリカ及びカナ
ダ国が、多年にわたつて増殖に多くの
費用を投じて、官民一体になつて真剣
にその増殖をはかつて參りました關係
から、この資源に対して、たといそ
れが公海であろうと、日本の漁民はそ
の資源を尊重し、これを保存すること
に協力することは当然でありますし、
わが国の漁民も、今日資源問題につき
まして真剣な考慮を拂つておるのであ
りますから、今後この書簡の精神に沿
いまして、國際的な完全なる協力が行
われるることと想うのであります。ただ
この書簡の中に、回遊性の魚種であ
り、繁殖保護等につきまして積極的な
人為的措置を講じていないところのま
ぐろ等の漁業につきまして、書簡の内
容におきまして、この点についても日
本が自肅するよ的な点が触れてあるよ
うに思うのであります。このまぐろ漁
業につきまして、さけ及びハリバット
と同じような措置を講ぜなければなら
ない理由につきまして、当局にその間
のいきさつをお尋ねいたしたいと思
のであります。それが第一点であります
す。

には協力をする。こ
れぞ用なつゝと思ふ

外務大臣の所管に
農林大臣の所管に
うのいわゆる資源保護
では、書簡の中に
りまして、それら
しての考え方をお
のでありますが、
に、昨年來新しく
操業が許可されま
られるようになつて、
わが国としても、
ては、すでに関心
ういう意味でなけ
のであります、
されますことは、
にワシントンで調
査帶をぐる委員会
カとコス・タリカ
が一つあるわけで
はつまりかでは
しながら目的とす
つてこういふ委員
度の持続的漁獲が
わけであります。
水準に維持するた
的で押えるとか何
まだ至つておらな
将来またそうい
し参るかもしけな
かしわが国としま
きたいと思うので

は水産界の相当な人

りますれば、公海における漁業はあくまで公海自由の原則を基調としたとして、距岸何海里であとかいうべいに、公海に線を引いて、そこに操業をする禁止するとかいう行き方をとるべきでなくて、資源の育成、漁獲量の恒常的な確保をばかります見地から、漁船の隻数を協定するとか漁獲量を協定いたしますとか、あるいは操業の期間、すなわち漁期の制限を協定いたしますとか、そういう漁獲上における制限協定をはりまして、資源の維持保存をはかりますとか、あるいは操業の期間、すなわち漁期の制限を協定いたしますとか、そういう行き方を内容とした協定であるべきであつて、公海に線を引いて、これから中に入つはいけないといふような措置は、公海自由の原則に背馳するものと私どもは思うのであります。ゆえに今後国際間の漁業協定をなさる場合に、あくまでこの公海自由の原則は嚴として日本政府としては主張する。ただ資源の保護の面につきましては、日本は積極的にこれに協力し、その協定をあくまで尊重するという方針で進むべきもの思うのであります。が、この漁業協定を締結いたします際における基本的な考え方につきまして、当局の考え方をお尋ねしておきたいと思うのであります。

原則を基調としてすることにつきましては、まつたく私どもも同感であります。しかし、過去の漁業形態とだいぶ違ったこと、また各國それべの自体における非常な進歩、変革を示しておるのであります。しかし、漁船の操縦能力、あるいは漁法の進歩とか、そういう點につきましては、まだ海自の原則のみにのつとつてやるわけにはなか／＼いかぬと考えるのであります。そこでこの漁業協定と内容としては、その協定国との相互の利益を存続するに亘り重し合いまして、海洋資源の培養をはかりつつ、保護を加えつつ、お互いが人類の永遠の福祉を保存しながら、この協定の内容が盛り立てられておるのです。そうした態度をもつて日本の水産界といたしましても、臨まなければならぬのではなかろうか、かよううに考えておる次第であります。

そのことが、やがて遠洋漁業に進出する漁民の意氣を沮喪する、また政府がさような消極的な主義ならば、進出するにも非常に心細い、こういうような感じを抱ききらいがあるのです。が、この点につきまして、日本の漁民に安心を與えるような何かそこに内容があるものであります。このダレス氏に差出した書簡につきまして、日本は首相初め進んでおられる事情の許す限り官房長官の御説明を願いたいのです。同時にまた、今後の国際漁場のあり方は、裏にむろん公海の自由を許されることを目途として、政府は首相初め進んでおられるものとは信ずるが、この点に対しても、事情の許す限りお話を願いたいと思います。

いうことを非常に心憂して、その杞憂論が日本に伝わつておると思うのであります。この問題は、日本がやはりあります。戦前の、いわゆる漁業者の侵略主義というようなものを改めたいとうよう考へ方が主となつておるかと考えられるのであります。日本の今の漁業者の状態は決してそうでないのですから出ておるいろいろなアメリカの輿論で、あくまで国際漁業上の国際信義を守つて、そして互いに相携えて増殖、繁殖、撫養団止、資源枯渇の防禦をやろうといふ心構えは、零細な漁民もありまして、そのため資源増養に関する法律も、できる限りこの国会において成立せしめたいという水産常任委員会の熱心な意向によつて、ただいま立案中であります。これらのこととを、アメリカの政府を通じ、または通せずして、アメリカの漁業者に知らせしめて、今より互いに相提携してやつて行く道を開くことが、今の政府の最も必要、妥当な事柄であると思うのであります。が、その点に対するお考へはいかがでありますか。

氏との間の書簡は相當役に立つたと思
いまするが、今後も必要に応じまして、
できるだけ変な疑惑を解くように、政
府としても努力すべきは当然であります
するし、またそうするつもりであります
す。

○石原(黒)委員 どうかただいまの点
は、政府のみならず、われく水産関
係の議会の常任委員会、その他民間一
同の一一致した意見であることを、アメ
リカの漁業者に対して、できるだけ広
く、早く徹底せしめるよう、お願い
をしたいと思うのであります。

次にいろいろの説によるのであります
が、講和條約の以前に漁業條約を
締結するとか、せぬとかいうことが、
民間では伝えられるのであります
が、その点は、いかがでありますよう
か。

○岡崎政府委員 一般的に申します
と、この資源の保護というようなこと
は、講和條約の前後を問わずして必要
なことでありますから、日本が入
る場合もあると思います。また他の
問題、すなわち電信とかその他赤十
字とかいうようないろいろな国際的の
組織については、すでに日本側の加入
しておるものもあるのでありますから、
漁業に関して、将来そういうこと
が講和條約前でもあり得ると思います
が、ただいまのところ、具体的には
まだわれくは承知しておりません。

○石原(黒)委員 私の質問は、大体そ
の程度にとどめたいと思うのであります
が、ただいまの日本の漁業の状態
は、燃油の高騰と不足、金融の梗塞、
漁業協同組合制度の変革等によりまし
て、まったく生活の上にもどん底に行
つております、今後わが国の漁民大

を思想的にも非常に心配するような時期であります。従つて少くもわれわれの指導は受けておりますけれどもそのおの／＼の気持ちにおいては世界一の水産国たるこの要素が備わつてゐる意味では敗戦国として連合軍の水産部の指導は受けておりますけれどもそれは世界一の水産国であるがゆえに、ある意味であります。従つて少くもわれわれの指導は受けておりますけれどもそのおの／＼の心持ちにおいては世界一の水産国たるこの要素が備わつてゐる日本が、何もかも日本一の機構にして、完全な水産の政策を確立せなければならぬという熱意を一同持つて、そのことに当つておる次第であります。従つて漁業に関する国際的な條約その他日本としてのものを決する場合には、ぜひとも水産常任委員会の意向をも十分参考されて、そして処置せられんことを、特にこの際要望いたしておきます。

男の海上に飛躍することになれば、アンドリカやカナダ、あるいはアラスカ方面において、非常に水産資源の保護ということについて努力を拂われておるその権益が、荒されはしないかということを、向うでは非常に心配いたしておつたのであります。そこで私どもは、今日日本水産が直面いたしております、深刻なる経済の諸問題を取上げまして説明をいたして参りました。食糧の観点から、あるいはまた国民栄養の観点から、あるいは失業者の立場から、いろいろな問題を、私どもは前水産庁長官飯山さんとひざを交えて懇談して参つたのでありますて、かような話をいたしております。向うの業者も、日本の水産に対する認識がまだ足らないという点も、私どもは感じられたのでありますて、しかし向うの水産行政が、水産資源の保護ということについて非常な重点を置かれておるという点は、今後私ども、日本の水産が国際的なレベルに引上げられて行く上においては、当然重く考え方られて行かなければならぬ点は、今後私どもとしても、あるいはまた水産当局としても、非常な熱意を持つて努力をして行かなければならぬと考えるのであります。かくしてこそ、ほんとうに世界の水産国は日本の水産に対して非常なる信頼をして来る、安心して日本の水産人が世界に飛躍できる日が来る、その基を私どもはこれからつくつて行かなければならぬ。その基礎をつくつて行かなければならぬのが、今日われわれ課せられた重大な責任ではないか、かようなことを私は

痛感して帰つたのであります。ここにかわされたましたところの書簡の内容は、私は国際的な観点から考えてみましても、ここにかれて、きわめて適切なものと考えるのであります。しかしながら、また先ほど石原委員の言われましたごとく、日本の水産人の立場から申しますれば、これはやや不満な点がなきにしもあらずであります。事実その通りである。それで私は、第一点としてお伺いしたい点は官房長官はダレス特使にもお会いなされたことと思いますが、そのときには漁村がほんとうに困つておる点あるいは失業救済の点等から考えてつ込んだ話をダレス特使にされたかどうか、かような書簡がかわされる上におきましては、きつとつ込んだ話が当然あつたことと、私は考えるのであります。さようならつ込んだ話をかわされたかどうかということについて、お伺いたしたい。

になりますと、司令部にもその方の係もおりますので、その方とも十分話をすべもであります。そうしてまたこの問題、経済自立という広い観点から、いろいろの点が話されたことは事実であろうと思ひます。そうしてまたこの書簡、こういうものが出来るということは、すでに漁業についても双方に相当の関心があり、また将来の疑惑も解消して、日本の漁業家が、講和後に自由に各方面に行かれる素地をつくろうといふ意味も、これには含まれているのですから、その程度のこととはむろん話合いがあつたというわけになると思います。

○二郎堂委員 秘密で話されないといふ点は了承いたします。私どもは真剣に考えておる問題でありますので、当然総理もお話しくださつたことと考えます。

次に漁業協定につきましては、講和條約前に細部の臨時的な協定と申しますが、そういうものをとりきめたいと、いう意見も、向うの方から積極的に出ておつたのであります。が、先ほどの石原先生の質問に対するお答えであつたか、その点はつきり御答弁なさらなかつたよう思います。が、かような見通しがあるかどうか、もしあるとするならば、向うから日本に何人かの代表者が来て、ここでそういうふうな詰合いがされるものであるかどうかといふことにについて、お尋ねいたします。

○岡崎政府委員 これは私も専門家でありますから、具体的には知りませんが、協定はすでに国際間にいろいろなものがあります。その中には、たとえば日本が加入する意思表示をすれば——もちろんこれは司令部の了承を得

のもあると思うのであります。またいろいろ／＼話合いをしなければできないものもあるらうかと思いますので、具体的に個々の問題をあげてみなければわからないと思いますが、ただいまいろいろの協定に入るかどうかということは、まだそろ具体的になつておるわけではない、こう思います。

○二階堂委員 先ほど締約局長でありますたが、この国際協定を取締る上において、官民合同の委員会といつたようなものを設ける意思があると申されたのであります。この委員会の性格なり、あるいは構成なりにつては、鈴木委員からも質問がありましたが、この委員会は、單にそらした取締り的な役割を果すための委員会であるか、あるいはもつと積極的に、たとえば太平洋における資源の調査、あるいは研究といふようななものまで足を伸ばして、わが方から積極的にそういう仕事をしたいという意味の委員会であるかどうか、私はこのあとの方方がむしろ大切ではないかと思う。わが國の方から、ほんとうに日本の水産が国際的に乗り出して行くのだ、そのために日本のわれわれも積極的に、この資源保護の観点から、かような委員会まで設けて行きたいというような熱意を持つべきである、かよなところまで考えておられるものであるかどうか、これは水産庁長官にもお答え願いたい。

あります。しかしながら、われわれのこの熱意が——これは終戦以来、特殊な日本の立場も当然あずかつておると思うのであります。が、アメリカのいわゆる中央政府の方々や、あるいは業界の方々に對して、日本の水産の実情を私どもは、もつと積極的に向うにも行きまして、そうして向うの業界の方々と懇談し、あるいはまた政府要路の方々と懇談して、日本の水産のはんとうの窮状を訴え、もつと向うの方々に行きまして、日本が水産を理解していただく必要がある。私は、かよくな観点から官房長官にお尋ねしたい点は、從来外務省の出先機関である大使館なり、あるいは領事館というものがあつて、そういうものを通じて国際的ないろいろな交渉なり、あるいはいろいろな詰合いをやつて来ておつた。ところが今後の日本の外交というものは、私は單にかよな出先機関の人のみによつて行われるべきものではない。特に水産のことにつきまして、私は向うに参りまして、いろいろな話をいたして痛感いたしました点は、もつとかよな機関の中に、たとえば水産の業界の代表者などである。現在においても向うに出先機関がありますが、その出先機関の中には、ほんとうに経済人を入れるべきである。現在においても向うに出先機関がありますが、今後もし講和が締結されれば、日本が独立の國となり、出先機関を持つことは当然であります。が、かよな事態になつた場合に、やはり

從前のよくな人事行政を維持して行かれるおつもりか、それともつと広い観点から、はんとうの経済人もつと太つ腹な人間を向うに置いてそろして真剣なる国と国の交わりを結んで行かれることもあるかどうか、当然そろして行かなければほんとうの国民外交はできない。かようなことを痛切に考えて来たのであります。私の意見に対してどのようにお考ふになるか、官房長官にお尋ねいたしたい。

○岡崎政府委員 初めの御質問の、官民の委員会につきましては、先ほどもまだ具体的な構想では行つてないということを、水産当局からお話をなりましたが、私もそう思つております。なおこまかいことは水産庁からお答えを願いたいと思います。第二点につきましては、太つ腹とか何とかといふことは別としまして、政府はすでにいろいろの方面の造詣の深い人をほしいと考えておるのであります。水産関係もむろんでありますようが、金融の方面についても、船の問題についても、あるいはその他の經濟一般と申しますか、いろいろの方面的エキスパートを得たいと思つて念願しておることは、前もそうであつたのであります。ただ具体的にないでもそうであります。ただ特殊な点が強調されたりして、なかなか思うように行かなかつたのであります。今後はお説通り、ますます専門家になりますと、どうしてもその人の特殊の点が強調されたりして、なかなか思うように行かなかつたのであります。戦前でも外務省の出先機関には、業界からとつた人もおつたのであります。今後はお説通り、ますますそういう点が必要になると考ふてお

りまして、原則的には今おつしやることは同感であります。問題は、ただ具体的にどういう人選をやつて行くかということになろうと思います。これにはもう一つ語学という制約があります。いくら有能であっても、全然言葉がしやべれないと、向うでもなかなかひとり立ちはできない。通訳つきでなければならぬから不便だといふこともありまして、かなり選択が制約されることは事実だと思います。

○高永委員長 二階堂委員に申し上げます。実は官房長官はたいへん時間が制約されておりますので、簡単に……。

○二階堂委員 先ほど人の問題について私はお尋ねしましたが、こういうことがあつたから私は申し上げるのあります。去る十一月サンタバーラにおきまして、太平洋の沿岸の業者一百四、五十名が集まつて大会をやつて、当時水産の協定問題につきましては、大きく向うでも論議されておるときであります。なお私どもの意見も聞きたいというような業者間の要望もあります。参つたのであります。そこで私は、ロサンゼルスの出先機関の人も出席していただきたい。同時にサンフランシスコにある出先機関の人も出席していただきたいということを申し上げたところが、そのうちの一箇所の人——人の名前は申し上げませんが、それは困ります。管轄運んだから困る。私も行きたいのですが、二階堂さん、外務大臣の許可を得てくれないか、こういふことを申されると私はそこまでテーブルを叩いて怒つたのであります。昔の外務省の役人ならいざ知らず、これから外交の基礎の第一歩を築

実例でありますから、外務省を通じまして、実情を調べてみないと何とも申し上げられませんが、原則的には今おつしやつた通りで、できるだけ規則にとらわれずに、國のためになるような仕事をする者を選ぶべきであることは当然であります。よくその点は、外務省等において人選を注意いたすよりにしたいと思います。

○鈴木(善)委員 官房長官にお尋ねいたします。先般總司令部の天然資源局長のスケンク氏から、吉田總理に対する五ポイント計画というものが勧告されております。この總司令部の天然資源局長の勧告は、わが國の沿岸漁業が直面しております諸情勢を、長い期間にわたつて慎重に調査し、分析いたしまして、日本の各界の代表者の意見をも徴して、勧告されましたところの重大な内容を持つておるのであります。これが農林大臣に対する勧告の形をとらずに、總理大臣に対する勧告として行なわれたところに、重大な意味があると思つのであります。農林大臣は、わが國の漁業の振興发展のために、水産諸問題の解決のために、日夜努力いたしておりますが、農林大臣の所管の権限のわく内においては、どうしても解決できない問題が多くあるわけであります。政府全体が、わが國の漁業の実情を把握し、三百万漁業者の生活の安定と漁業經濟の安定維持のために、政府の全機能をあげてこれを解決するという熱意がなければ、沿岸漁業の対策は立たない、こういう観点に立つて、スケンク天然資源局長から、吉田總理に対しても特に勧告が行なわれたものと、私も承知いたしております。

これに対しまして、政府は、勧告を受け日本政府としての具体的方策について、御協議が行われておるかどうか。またその勧告の内容につきまして、国民全般に、少くとも全漁業者に周知徹底せしむるような、しこうして政府に協力せしむるような措置が、いまだに講ぜられていないということは遺憾であります。官房長官は、閣議の幹事役として、總理に対するこの勧告を全閣僚に十分徹底し、協力を得しむるような御措置をとられておるかどうか。また今後政府全体として、特にの中には、漁業取締り制度の強化の問題あるいは水産金融の確立の問題、こういうよう財政措置、漁業金融確立の問題等、重大な内容を含んでおるわけでありますするが、これらに対しまして、政府全体として、どういう措置を講ぜられておるか。この点をお詫ねしたいと思うのであります。

○岡崎政府委員 われ／＼も閑僚御一同も、五ポイントといいますか、この勧告は承知しております。そして、これは実際上の措置を要するものでありますて、たとえば温獲防止につきましても、あるいは金融の方面につきましても、具体的に考究して実現しなければならぬ問題でありますから、主管であるところの農林省と水産庁におきまして、具体案をただいま急いで練つておるわけであります。具体案をつくり上げる時期は、全部一ぺんにというわけには行きませぬが、少くともある部分は、ごく最近の閣議にかかる予定と承知しております。漸次これを実現して行きたいと思ひまするが、金融

の問題につきましては、農林省だけではやるわけにも行かない、また取締りの面におきましても、農林省だけでやれるわけでもないのです。政府の各部門と相談をしなければできませんから、かなり重要な問題であります。今までまだはつきりした具体案がつくり上げられなかつたのであります。これは問題が一部は最近の閣議にかかるだらうと了解しております。またそれがだん／＼はつきりいたしますれば、國民、ことに漁業家に対してもこれを周知させ、納得をさせるだけの措置をとるのが当然であります。そういう事情でありますので、いましばらく御猶予を願いたい、こう考えております。

○鈴木(善)委員 ただいまの官房長官のお話によつて、政府はこの勧告を聞くべきはなしにしているのではなくて、各閣僚にも十分御了承願つて、協力してこの問題を解決すべく努力しておられるということを承つて、安堵いたしておるのであります。今後ともこの五つの計画は、ぜひとも実現しなければ、わが国の沿革漁業の安定、建直しということは、絶対に期せられない基本的な問題と考えるのでありますから、総理に対するこの勧告の精神を、できるだけ早く実現いたしますために、官房長官において各閣僚を奮励、御連絡をいただきまして、実行をすみやかにせらるることを、特に官房長官にお願い申し上げる次第であります。

なおあの勧告の内容は、ただに政府が努力いたしましても、漁民全般が、

広く申しますならば、国民全体が協力するをするということになれば、実効がある期せられない点が多くあるのでありますから、あの勧告の内容を政府から公表されるような措置をとりまして、おわせて政府としての、あの勧告を実行すべき方策についての所信を、御発表に移す確固たる所信を表明すべきものである御意思があるかどうか。この点をあわせてお尋ねいたします。

○岡崎政務委員 そういう点になりますと、私は主として、これは主導省である農林省方面の御意向が一番重要であります。またそれによつてきまると思ひますが、その趣旨につきましては、これはもうはなはだつこうなことでもあり、日本の国民たれしも異存はない、と思いますから、この勧告そのものをどうするということではなく、この趣旨につきましてはこれを発表し、周知徹底せしむることが当然だらうと思います。具体的にどういう形でどういうふうにするかといことは、主管省の方からお答えを得た方がよろしいかと存じます。

○小高委員 岡崎官房長官にお尋ねしたいのです。物を持たざる日本を、どうして物を生み出す日本につくりかえて行くか、経済建設をして行くかということに関しまして、海をたたいて水産日本の実をあげようということは、けだし国是でなければなりません。かよくな意味におきまして、今回吉田首相とダレス使との間に書簡のとりかわしとなり、講和條約後におけるわが国の視野広き水産界が展開されんことを願っています。まことに

設置は緊要の問題であり、またそちらで行かなければ答えが出ないであろ
うという気がするのでございますが、それに対して政府の考え方として、岡崎
房長官はいかがお考えになつておられるか、承りたいのであります。

○岡崎政府委員 お話の点は、水産問題から見ますとまことにそちらであります。ただわれわれの困難に感じてし
りますのは、実は戦前の広い領土でつたときに、しかも人口が今はどな
どきに政府の機構ができておつた。へ度は領土が狭くなつて、人口がふえて
来ていて、非常に苦しい中で、やはり同じような大きな政府の機構を持つて
おるという実情であります。こよを現状に沿うように、むしろ省などと
なるべく減らして行つて、税金の負担などもできるだけ軽減して行かなければ
ならぬという、原則的な議論はあ
のであります。そこで今いろいろな
のを減らそうというときに、ものを主
などもできるだけ軽減して行かなければ
ならぬという、原則的な議論はあ
ります。そこで今いろいろな
議論もどうしても起るのであります。
従いまして、財政の面、税金の面、い
ろいろの面も考えませんと、結論は出
きくしようというは何ごとだとい
うのであります。そこで今いろいろな
のを減らそうというときに、もの主
などもできるだけ軽減して行かなければ
ならぬという、原則的な議論はあ
ります。そこで今いろいろな
議論もどうしても起るのであります。
従いまして、特に政府部内におきま
ても、行政管理庁という府を設けま
して、しかも水産関係に特に関係の深い
に結論というわけにも参りますまい
農林大臣がその長官を兼任いたしま
て、いろいろ研究しておるのであります。
行政管理庁という府を設けまして
は、そう遅くなく結論が出て来ること
と思ひます。われわれは、ただいま行
政管理庁長官の研究の結果を待つてお
るわざであります。

弁を伺いますと、海が狭められておる、働く面積が狭められておるのに省をつくるのはどうかと思うと、さうないに私は聞きとつたのでござりますが、そういうことはただ單に水産面だけではなく、わが国の貿易の面においても、商工業の面においても、一様に受けておる一つの国際的な制約でござります。ところでそういうことに相なりますと、どこを重点に國家の経済再建をして行くか、建設をして行くかということに相なるのでございまして、私の言わんとするところは、総体的のわが国の総合計画における一つの経済建設というところから、水産へのウエートをもつと盛り込まなければいかぬぞということを指摘しておるのでございます。世界の経済環境を見ますに、簡単に講和條約後といえども、わが国の貿易が急に全世界にわかつて活発に動けるとは思えません。一部には引合いけれども、一部には引合わないかもしけれない。かようなことを考へると、海をたたいて、この水産資源を開発することによつて外資の獲得をやつて行かなければならぬということは、総合計画からいつて、経済を研究しておる者はだれでもわかることなんです。そういうことから押し進めて参りますとき、どうしても行政機構を確立するという意味において、水産省の設置を願いたい。これはただいまの御答弁によりますと、いろ／＼内部的のお打合せもあるようありますから、これ以上の答弁は求めませんが、希望意見として、官房長官はお帰りになられましたら、閣議の際に、水産委員会全体の意見として、強烈に水産省設置を要望さ

れておることと、衆参両院の過半数が、この水産省設置に賛成して署名調印をしておるという事実、それから全国から七十万の漁民の署名調印が、水産省設置を要望するあまり一つの動きとなつて現われておる事実、これらをよく御説明いただきまして、水産省の設置がすみやかに実現でき、同時に国際社会に復帰せる際に、行政上まごつかない、堂々たる姿をもつて相まみえられるようなことが実現できますよう、強く要望いたしまして、私の質問を打ち切ります。

ておりますから、ごく簡単に漁区問題についてお伺いいたしたいと思うのであります。官房長官はかつて外務次官官のときに、東支那海の漁区問題につきましては、みずから陣頭に立つて非常に努力していただきました。このことにつきましては、業界今に大いに感謝をいたしております次第でございますが、東支那海は、御承知の通り世界でも有数な漁業でございまして、現在におきましても、やせても枯れても一年に六千万貫程度の漁獲がありまして、日本の漁獲高の約一割五分をの中でき生産しております。ただ終戦以来、あの九州と大陸との間にマツカーサー・ラインがありまして、そうして九州寄りの方で操業をしなければならぬ、こういうことになつておます。面積から申しますと約三分の一あるのでござりますが、漁場価値から申しますと、三分の一の価値もない。こういう所で非常にきめくつに操業をしております。そうして資源量の少い所で五箇年間操業いたしました結果、すでにこちら側は漁場が荒廃いたしまして、だん

だん漁獲が少くなつて、そうして今東支那海で操業しております漁業といふものは、まさに経営不可能に陥つておられるものが大部分でございまして、このまま放置しておきますと、おそらくこの重要な日本の漁業の一つが崩壊してしまふ。こうしたところで実は来ておる次第でござります。従つて漁業者といたしましては、東支那海の資源量から計算いたしまして、そつと整理する船についていろいろ研究いたしました結果、約三分の一の漁船を減らしてしまふ。こうしたことで、非常に痛手でありますけれども、これもやむを得ず出血をがまんいたしまして、実行いたしました次第でござります。それから自分の力のある限り、とにかくやめさせぬよと、ましたけれども、これもやむを得ず継続いたしました結果、もうにつちもさつちも行かない、こういう事情にまで立ち至つております。従つて漁民といたしましては、自分の力の続く限り今までに自肅して經營をして來た。しかかも資源とマッチするように船を整理しました。言いかえますと、われくとしてやはりべきことをすべてやつて來た。一体政府はこの上どうしてくれるのだろう、こういう気持でおるのが現状でござります。いろく、國際的情勢もございまして、非常にデリケートな問題もありますから、漁区の拡張あるいはマツカーサー・ラインの撤廃、この問題に対しまして、一体政府ではいかなる努力をその後していただきまして、これから先の見通しがどうなるのであるかということを、しっかりと範囲において、御答弁を煩わしいと思ふのであります。さらにまだ申し上げましたように、各漁業者がまさに漬

死の状態にあつて、操業を停止しなければならない。こういう実情に立つております。漁区の解放までにこの漁業を崩壊させるということは、日本の食糧問題からいたしまして、非常に重要な問題と思うのであります。われわれは、何とかして漁区が拡張するまでこの漁業を維持させたい、こういうことを量とマッチした数量になつておるのでありますから、この数量だけはどうしても維持をさせたい、こういうことを考えるでござります。この維持策といつてしましては、結局金融問題をいかにして維持をさせたい、こういうことをおそらく解決すると思うのであります。水産庁といつてしましては、東支那海の底びき網に対する対応として、金融問題についてどういう方法を日下講じられてあるか、また講じられるとするか。この二点を、前者は官房長官に、後者は水産庁長官にお伺いしたいと思います。

いろいろ努力しておることは事実であります。まだ何とも目鼻がつかない。その理由は今申し上げたことが主であります。こちら側の漁獲高が少い。だんご減つて来る。底びき網といいますか、あいいろ方面が非常に困難であるという事情は、われわれもよく知つております。心配でおるのであります。それにつきましては、やはり天然資源局の五ポイントと申しますか、これなどがすぐ当てては、非常に困難であるという事情は、その他漁獲高のある程度の制限もある好適例だと思います。この五ポイントといいうものの措置で、漁族の保護ということも一方においてやる。同時に漁業家の収入を増すよと、カソ詰工業とかいろいろのこととやる。それから金融をつける。いろいろな方面で総合的にやつて、こちら側でも漁場が荒廃しないように措置を講じて行つて、だんご広がれば、もう一つといひのでありますから、そういうつもりでやつて行かねばならないじやないか。私の専門家でありますんで、よくわかりませんが、五ポイントなどを見ますと、あそこらに当てはまるような気がするのであります。この点は水産方面でよく研究してもらいたいと思います。

はしごが取 石引いて たのむはなはなフ講聞いもリヤ 休イはトよしの画西深め。

○川端委員　官房長官がお見えになつておりますので、この機会にお伺いしたい重大問題がござります。というのは、将来勧告案となるのではないかといふ資料を拜見いたしましても、あるいは実際に水産業の事情を見まして

も、この水産業の人の問題、これが非常に重要な水産業振興のキー・ポイントになつておると思うのであります。そこで私の申し上げたいのは、追放令との関係においてのこととあります。

なつておつた者でも、しかも解除の申請を出しておりながら、この方々が一律に追放解除になつておらないといふような点等と考え合せまして、講和会議も日便にあるやの感を期待されておるのであります。これとにらみ合せまして、追放解除の今後の見通しについてお伺いをし、水産業界の人的資源に対する期待を強く持ちたいと思うのであります。が、この点に関する御意見を、簡単にお伺いしたい。

ります。これにつきまして四点、簡略
に質問を申し上げたいと思います。
まず吉田さんは、国際的な摩擦が將
来漁業問題において起ることを非常に
ここに懸念して、その意を表明されて
おります。実際に今日本の漁業の状態
を見ますと、海岸は、底びき漁業に
よつて小さくみな接近して参りまして
荒されて、ほとんど資源が枯渇してお
るという状態、がつそれは一方において
ては生産力の増強でありますから喜ば
なければならない。しかるに現美にお

そうしてほち／＼賛成するところだはそれを入れて来て、多數講和で行こうといふなことをやつて行つたならば、はたしてこの目的を達するかどうか。たとえば、以前に日本の近在に満洲国というのがございました。この満洲国も独立国であつた。日本も独立国でもあつた満洲国は喜んで日本の安全保障を受ける、日本は喜んで満洲国を保護へやる、こういうふうなとりきめをやつて、どちらも独立国という形ではあるが、その実、満洲国をだれしま

ホーヴィク海、あるいはその他の樺太沿岸
というふうな所に対ししては、いかなる意図
を總理大臣は持つておられるか。
この点をひとつ聞いてみたいと申
う次第でござります。それが第二点。

第三点は、講和條約に到達しない事
に、すでに委員会を設置して、この委
員会に諸外国の正當に任命された代表
者がオブザーバーとして出席するこ
とを期待するということを言つておる
ますが、これに対しては、ソ同盟並
びに中国、あるいは今日朝鮮で内乱を
起してゐる日本、北朝鮮等、

元の心 悪の心 前安全業を成り立てる

するが入つて来つたある。これが全般に及ぼす影響は、期してまつべきものがあると考えられておるのであります。私は協同組合の運営の現状を見ます。でも、かつて十分に自治体において信

至るに及んでしまして、議題の自由を認めまして、訴願をして來た人の中から、訴願委員会が一年半あまりにわたりまして、慎重に調査をした結果、解除せらるべきものとして意見を述べた人々が解除されたのでありますて、早く言えども、あらゆる自殺者に一度機会を與えて

ならないよなが状態になつておる。外への方面は限られておる。また外へ行くためには、相当大きな資本を必要としておる。零細漁民に対する金融方面的政策といふものも立つていない。こういう状態で漁業行政それ自体も行詰つておりますが、これを打開するた

つた。もし日本にああいような講和が実現するといったならば、ソ連が同盟並びに中国との間に、はたして廢棄なくして、いる／＼な漁業協定とかその他のとりきめができるかどうか。その点に対して首相は全面講和の線を強くやられようと思うのか。これをやらない限り日本の魚民の生計、漁業生産

ふうなものが、ここにオブザーヴァーとして参加することも構想のうちに思つてゐるかどうか。その点についてひとつお尋ねをいたします。

それから第四番目には、吉田首相から特使であつたこの書簡の中には、日本海並びに朝鮮沿岸、さらに東支那海、こういう方面のことについてお

支那の歴史

いて非常に制約を受けておるという事は、水産業界から見ましても、大きな問題と考えなければならぬと思つておるのであります。先般、私は率直に言つて相当不公平、と言いますと語弊がありますけれども、割り切れない形になります。

つて、研究した上できめたものでありますから、この上どうとこうことはできないだらうと思います。但し講和條約でもできるときになれば、相当の程度は、自然講和條約に伴つて解決されると思ひますけれども、その前にまたあ

れば、また／＼これ戦争といふうな危機が切迫して来る。そこで吉田総理大臣においても、国際間の摩擦ということを懸念されて、将来日本の完全な主権の回復の後には、でき得る限りすみやかに他の国々と日本との間にものいちらんに生き残ること、

と思ひますが、ダレス氏との間にこの点はどうお話になつたか。この点を一
つ。

第二番目には、講和が成立するまで、それまでの間に一九四〇年に操業していなかつた漁場では、自発的な措置として日本の船舶の操業を禁止す

何し言及されておりません、先ほど来員の方からも仰せがありましたが、また当水産委員会においても、資源枯渇の防止法案による以西底びきの禁止というふうなこともやつておられます
が、これは非常に重大な問題である。
従来の行きがかりを見てみましても、
日本漁船がマツカーライズを減
らす方へ入って、暮「トコ文書

卷之三

して恐縮であります。が、大日本政治会の総務会長であつた金光さんが追放解除になつておる。あるいはまた賀賀選挙で推薦されましたあまたの議員が解除になつておりますけれども……。

○雪水委員長 川端委員に申し上げます。質問をなるべく漁業問題に限つてください。

やないかと思つております。
○井之口委員 吉田総理とダレス特使との間に往復された書簡は、日本の漁業問題のみならず、日本の将来置かれることの独立の問題、それに到達する講和の問題、これに對して非常に深い關係を持つものとわれくは考えております。日本國民は、非常に大きな

レス氏からの返事にいたしました。他の国々からもいろいろ交渉を日本とする用意があるであろうというようなことを言つております。そこで吉田総理大臣は、この点につきまして、中国並びにソ連との関係をどう考へ、この交渉の行方において、はかららせないといふお考えでござりますか。もし現在のように單純講和の方針で進み、

但書をもつと具体的に説明してもらいたい。どういうことを具体的に意味するものであるか。しかもその例としては、ベーリング海の水域の云々ということを指摘されておりますが、ここに指摘されていないような所、たとえばカムチャツカ沿岸とか、あるいはオ

そこで吉田の方に入つて、蔵石琴櫻によつて拿捕された事件も以前に大分あつた。最近またこれがちよく現われて来るのである。もしくいう具体的な問題について、吉田さんがダレス氏と打合せをしていないとするならば、将来の講和問題においても、何ら漁業問題について具体的な解決に当つてしないと思うのであります。非常に重大な問題がこの特使との書簡の間には抜けておる。これについては、さらに書簡以

10. The following table shows the results of a study on the relationship between age and income. The data is as follows:

川端夢原

それで同じように推薦に

外の協議においてなされたものかどうか。もし将来以前として日本が軍閥主義時代のあの政策を続けて、密漁船その他のものをどしき西の方面に繰出するということになりましたならば、それこそ今官房長官が仰せになられた通り、海のあなたには人民大衆の政府が打立つておる。そういうところにどしき入つて行つて、そして密漁をするということになつたならば、両国との間に摩擦を生じ、そうして日本がたまたま侵略主義を採用したとか、アジア方面の近隣諸国において反対されることは明かであります。こういう点につきまして、日本は民主主義の國として、あくまでも近いソ連並びに中國あるいは朝鮮等との間に、真に平和を実現し、眞に日本の漁民が、りっぱな協定のもとに安心して漁業ができるようない方針をとるためには、これらの国々とやはり一緒に講和をするところの全面講和の方式以外にないと思う。これをやらぬ限りは實際だめなんだ。

こういうことについて、総理大臣はどういう努力をなされていらっしゃいますか。またダレス氏との書簡の間に、この方面が含まれておるものかどうか。含まれていないものとするならば、その間に何か相談でもあつたか。

〔発言する者多し〕
○岡崎委員長 御静慮に願います。
○岡崎政府委員 ただいまの全面講和をやれというお話、これはけつこうあります。日本政府もこれはしごくいい案だ

あります。アメリカ側から提示してあります。七原則といふものがあります。日本政府もこれはしごくいい案だ

と思つておりますから、ソ連もこれに参加せんことを望むのであります。それから第二点は、カムチャツカ等に出るのか出ないのか、ということでおあります。これはソ連側が承知すれば、出たいというのむろんであります。

将来できる官民合同の委員会に、外

国のオブザーバーとしてソ連や中国を入れるかということであります。これもたとえばソ連の沿海において漁業を許すならば、入れることはもちろんであります。許さなければ入れる必要がない、こうしたことになります。

最後の点は、書簡以外に何かダレス氏と詰合ひがあつたかどうかという点でございますが、ダレスさんとのお話をございませんが、ダレスさんとのお話を申し上げることを差控えます。

最後にまた全面講和の点を繰返されますが、これは初め申し上げた通りであります。

委員の皆さんにお詰り申し上げま

す。二階堂委員と田口委員から、水産

府長官に答弁を求められておりますが、これも次会に譲りたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 ほかに御質疑もないようでござりますから、本日はこの程度にとどめます。次会は明後二十四日土曜午前十時より開会いたします。

午後零時二十二分散会

昭和二十六年三月六日印刷

昭和二十六年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所